

仕 様 書

1 目的

盆栽を市長公室、市長室や表彰式等で展示するため賃借するものとする。

2 設置場所等

盆栽の設置場所、数量及び規格等は、別紙のとおりとする。

3 賃貸借期間

盆栽の賃貸借期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 賃貸借料の支払等

賃貸借料は賃貸借期間終了後において一括して払うものとし、受注者からの請求により、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

5 維持管理等

- (1) 受注者は、盆栽を常に良好な状態に保つために必要な水やり及び必要な手入れ等の維持管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、盆栽を1か月に4回以上交換するものとする。
- (3) 受注者は、盆栽の損傷が甚だしいときは、ただちに交換するものとする。
- (4) 盆栽の設置、交換及び維持管理に必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。

6 管理上の注意

発注者は、善良な管理者の注意をもって、盆栽を管理するものとする。

7 損害賠償等

- (1) 発注者は、賃貸借期間中に天災事変その他不可抗力、又は受注者の責めに帰すべき理由によって盆栽が滅失又はき損したときは、その賠償の責めを負わない。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、その責めに帰すべき理由により、発注者に損害を与えたときは、発注者の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。
- (3) 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

8 疑義の決定

この仕様書の内容に関して疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議してこれを定める。

1 盆栽の設置場所及び数量

種 類 設置場所		数 量	
		盆 栽 (上級)	盆 栽 (中級)
本庁舎 10 階	市長公室	1	
	市長室		1
計		1	1

なお、設置場所の詳細については、本市職員の指示に従うこと。

2 盆栽の規格

種 類	規 格
盆 栽 (上級)	特別室にふさわしい格調高く、普通サイズより樹形、鉢共にやや大型で、高さ60cm程度、幅60cm程度のもの
盆 栽 (中級)	応接室にふさわしい格調高く、高さ40cm程度、幅40cm程度のもの

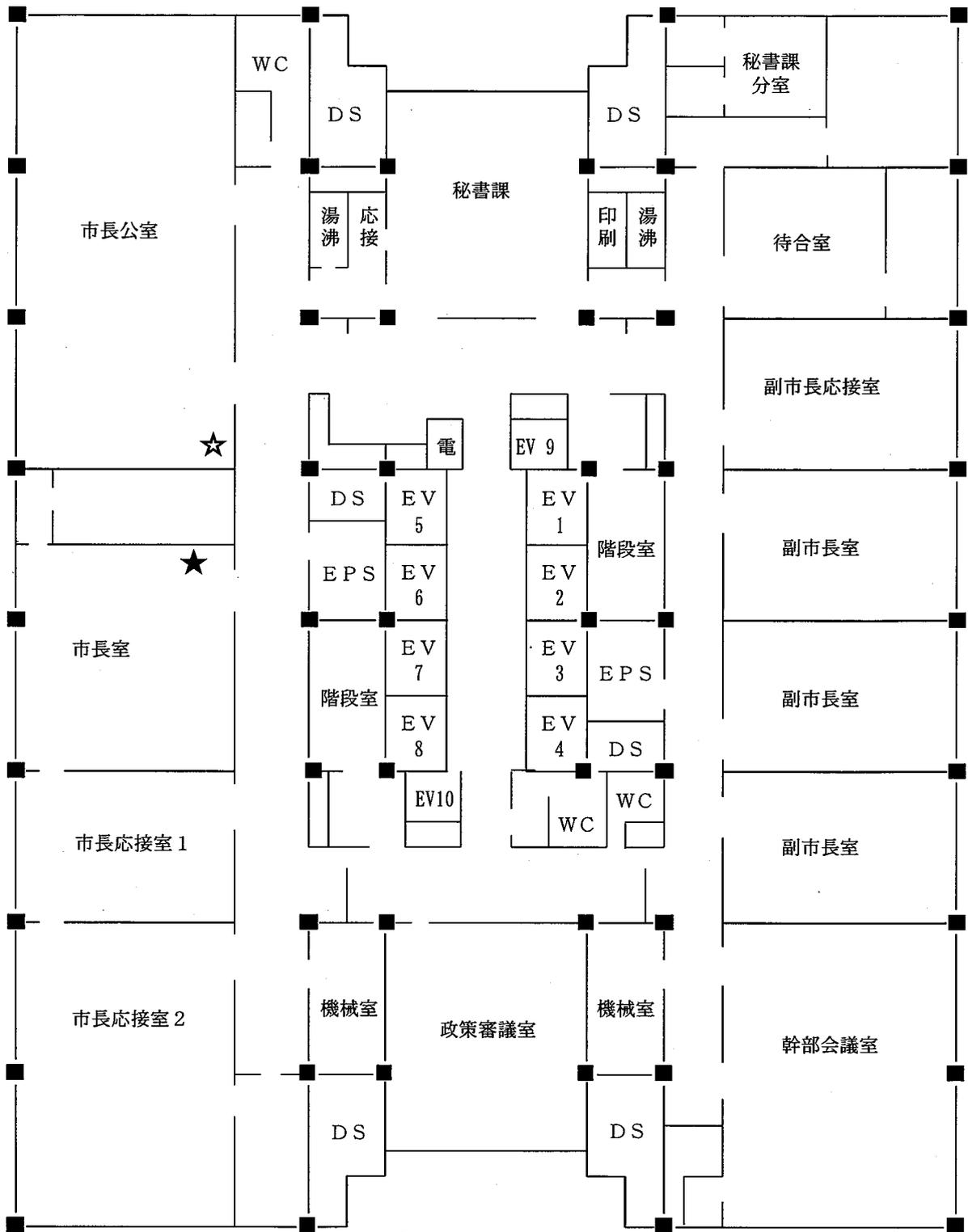
3 盆栽の維持管理及び交換

盆栽の維持管理及び交換は、原則として、開庁日の次に掲げる時間帯に行うものとする。

設 置 場 所	時 間 帯	備 考
本庁舎 10 階	午前6:40～午前7:20 (原則木曜日)	左記の室内清掃時間内に実施 庁舎内への出入は夜間出入口を使用

なお、この時間帯に実施できない場合には、あらかじめ本市職員に協議すること。

行政棟 10階



凡例
 ☆: 盆栽(上級)
 ★: 盆栽(中級)